

## 島根県地域医療支援会議設置要綱の一部改正について

### 1 改正理由

医療法の一部改正により策定された「地域医療対策協議会運営指針」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）に基づき、所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正概要

#### (1) 部会の追加（設置要綱第7条関係）

ア 「島根県専門研修プログラム協議会」を島根県地域医療支援会議の部会として設置（第1項）

部会名称：医師専門研修部会

概 要：別紙のとおり

#### イ その他規定の整備（第2項）

部会名称を設置要綱に規定

#### (2) 構成員の追加（設置要綱第3条関係）

県内医療機関への医師派遣がある県外大学を構成員に追加

追加する構成員：県外大学 1名

委員定数：（改正前）30人以内 → （改正後）31人以内

※改正案全文については、別紙のとおり

### 3 施行期日

平成31年4月1日

## 島根県地域医療支援会議 医師専門研修部会（案）の概要

### 1 目的

平成30年度から開始された新たな専門医の養成に関して地域医療に配慮した研修体制を形成するため、専門研修プログラムについて必要な情報の共有、検証、調整等を図る。

【経過】 H28. 5. 2 厚生労働省医政局医事課長通知に基づき「島根県専門研修プログラム協議会」を設置  
H30. 7. 25 医療法改正により、同協議会を地域医療対策協議会へ位置づけることを法定化

### 2 協議事項

- (1) 県内の研修施設に関する専門研修プログラム内容の把握
- (2) 地域医療確保の観点から、適切なプログラムとなっているのかの検証、調整
- (3) その他必要と認められる事項

### 3 構成員

18名 島根県医師会、圏域を代表する病院（松江赤十字病院、松江市立病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、大田市立病院、国立病院機構浜田医療センター、益田赤十字病院、六日市病院、隠岐病院）、プログラム基幹病院（島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、島根県立こころの医療センター）、総合診療専門医育成ネットワーク、島根大学医学部卒業臨床研修センター、市長会、町村会、しまね地域医療支援センター、島根県

### 4 島根県専門研修プログラム協議会の開催状況（平成30年度）

- (1) 開催日 平成30年9月19日（水）
- (2) 協議内容
  - ① 平成31年度の県内専門研修プログラム申請内容の確認及び検証
  - ② 国、日本専門医機構への制度改善要望
    - ・都道府県別・診療科別の研修定員の設定
    - ・総合診療専門医制度の改善

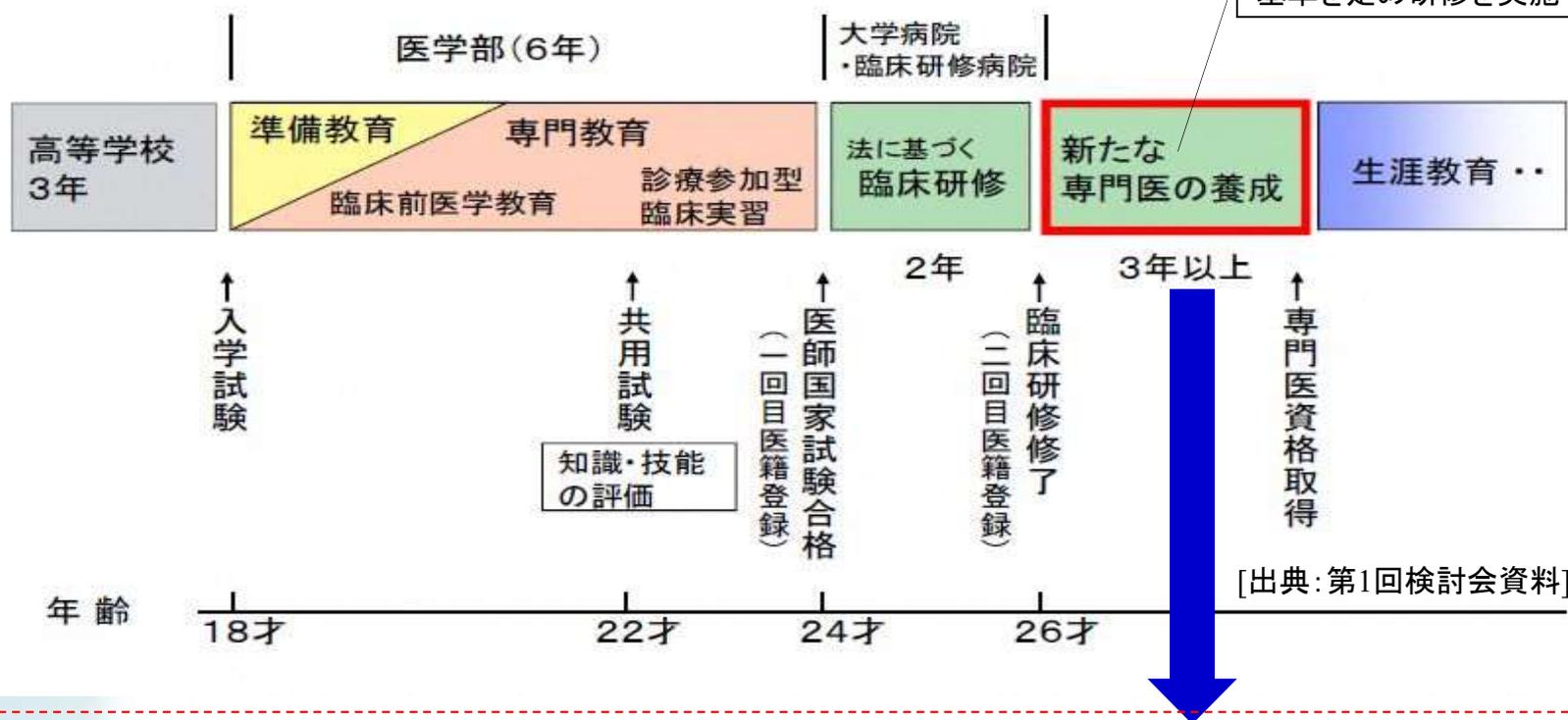
#### 【参考】 県内基幹施設（平成31年度専門研修プログラム）

プログラム基本領域 プログラム基幹施設	内科	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	救急科	形成外科	リハ科	総合診療
島根大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
島根県立中央病院	○	○		○	○	○	○						○			○			○
島根県立こころの医療センター				○															
松江生協病院、出雲市民病院、雲南市立病院、加藤病院、済生会江津総合病院、浜田市国保診療所連合体・浜田医療センター、津和野共存病院																			○

計 基幹施設：10 プログラム：35

# 新専門医制度について

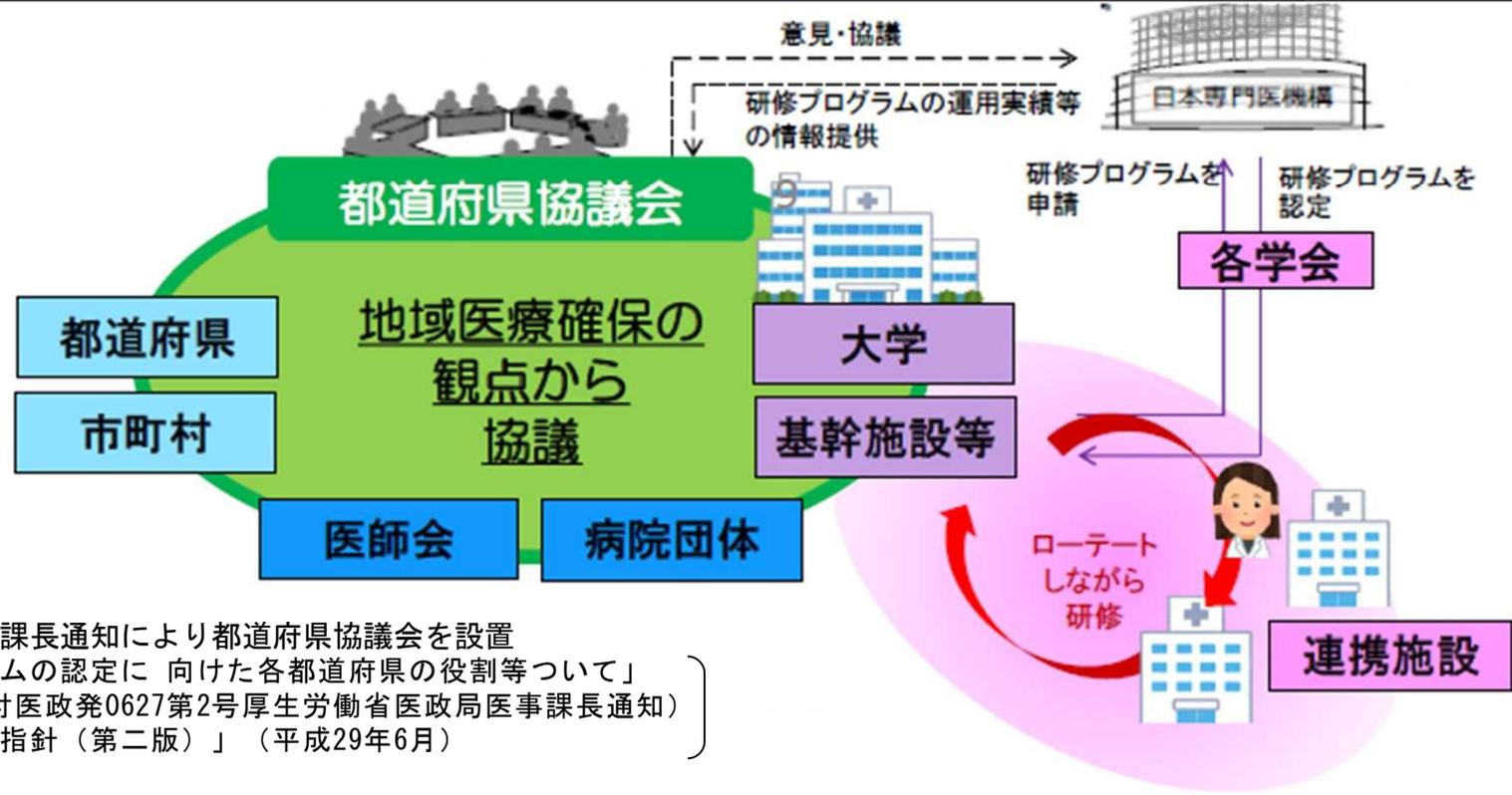
## 医師養成の課程と専門医制度



- プロフェッショナルオートノミー(専門家の自律性)を基本とし、日本専門医機構を設置し、統一的にルール(プログラム基準、研修施設認定基準等)を定め、平成30年4月から開始
- 内科や外科、小児科、産婦人科、整形外科、総合診療など19の基本領域が対象  
(総合診療専門医は新設)

## 新たな専門医の仕組みにおける都道府県協議会について

- 新たな専門医の仕組みについては、地域医療へ与える影響への懸念を踏まえ、養成開始を1年延期し、平成30年度から開始した。
- 新たな専門医の仕組みの実施に当たって、医師が偏在することなく専門医の質を高める体制が構築されるよう、各都道府県に設置される協議会において、地域医療確保の観点から、関係者間で協議を行う。
- 都道府県協議会は、プログラムの認定に当たって、地域医療提供体制を現状より悪化させることがないか協議し、日本専門医機構が調整を行う。また、プログラム認定後も、運用実績を踏まえて協議し、日本専門医機構が調整を行い、必要な改善を図る。



厚生労働省医政局医事課長通知により都道府県協議会を設置  
 「専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割等について」  
 (平成29年6月27日付医政発0627第2号厚生労働省医政局医事課長通知)  
 「専門医制度新整備指針(第二版)」(平成29年6月)

医療法改正により、地域医療対策協議会への位置づけを法定化

## 島根県地域医療支援会議設置要綱（改正案全文）

### （目的）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定に基づき、県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するため、「地域医療支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置する。

### （支援会議の事業）

第2条 支援会議は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 「地域医療支援計画」の策定及び進行管理
- (2) 地域医療支援事業の総合的企画調整
- (3) 地域勤務医師の派遣調整
- (4) 病病連携・病診連携の推進
- (5) 「地域医療支援機構」の活動状況の把握
- (6) 「地域医療拠点病院」の指定に係る推薦及び活動評価
- (7) 地域医療支援センターの運営に関する事
- (8) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に係る計画に関する事
- (9) その他、県・市町村等が地域における医療確保のために実施する事業に対する協力

### （組織）

第3条 支援会議は、会長及び委員31人以内で組織する。

- 2 委員は、医療法第30条の23第1項各号に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 支援会議に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員の任期は、2年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため知事が必要と認めた期間とする。

### （会長）

第5条 支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

### （会議）

第6条 支援会議は、会長が招集し、会長が支援会議の議長となる。ただし、委員の任期開始後最初に開催される支援会議は、島根県健康福祉部長が招集する。

- 2 支援会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第7条 支援会議は、支援会議の事業の一部を付託するため、次に掲げる部会を置くものとする。

(1) 医療IT専門部会

(2) 医師専門研修部会

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 第5条第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、島根県健康福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。